

高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請期限を8月19日(金)まで延長します

問 市 社会福祉課(山東庁舎) ☎55-8102 FAX 55-8130

支給額 対象者1人につき 30,000 円

支給対象者 次のすべてに該当する人

- ・平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成29年3月31日までに65歳以上になる人
- ・住民税において、課税者の扶養親族になっていない人
- ・生活保護を受けていない人

※給付金の支給決定までに死亡した人は給付金の対象となりません。

給付の対象になる可能性がある人には、6月末に申請書類を再度送付しています。申請手続きがお済みでない人は期限内に申請してください。



米原市地域福祉計画推進会議委員を募集します

市では、市民一人ひとりが住み慣れた地域や家庭で自立し、心豊かな生活が送れるよう、市民と支え合う地域社会を計画的かつ総合的に推進するため「米原市地域福祉計画」(平成30年度までの5年計画)を策定しています。

平成31年度からの第2次計画の策定に向けて、現行の計画の評価と次期計画の策定に参画いただける委員を募集します。

募集人数 2人

任期 委嘱の日から平成31年3月31日まで

応募資格 満20歳以上(平成28年7月1日現在)で、市内在住、在勤または在学の人

※市の他の審議会等の委員に2つ以上就いていない人

応募方法 8月3日(水)までに、応募用紙に必要事項を記入し、持参・郵送・ファクス・メールのいずれかで、市くらし支援課へ提出。応募用紙は、くらし支援課、各庁舎窓口で配布しているほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

お問い合わせ・応募先

〒521-0292 米原市長岡1206番地

市くらし支援課(山東庁舎)

☎55-8110 FAX 55-8130

✉ fukushi@city.maibara.lg.jp

公の施設の指定管理者候補者選定委員を募集します

平成29年4月以降の指定管理者の候補者を選定いただく公募委員を募集します。

募集部門 総務部門(息郷地域総合センター三吉会館、息郷老人憩の家)

経済環境部門(甲津原交流センター、大久保山村広場)

土木部門(柏原緑地ほか11公園)

教育部門(伊吹薬草の里文化センター)

募集人数 各部門2人(応募者多数の場合は選考)

任期 2年

応募資格 満20歳以上(平成28年9月1日現在)で、市内在住、在勤または在学の人

※市の他の審議会等の委員に2つ以上就いていない人

応募期間 7月15日(金)～8月5日(金) 17時15分まで

応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、各担当課へ提出。

応募用紙は、各担当課で配布しているほか、

市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

お問い合わせ・応募先

総務部門 人権政策課(米原庁舎)

☎52-6629 FAX 52-4539

経済環境部門 農政課(伊吹庁舎)

☎58-2228 FAX 58-1719

土木部門 都市計画課(近江庁舎)

☎52-6926 FAX 52-8790

教育部門 生涯学習課(ルッチプラザ内)

☎55-8106 FAX 55-4556

後期高齢者医療制度加入のみなさんへ 交通事故などで保険診療を受けた場合は30日以内に 届出が必要です

問 市 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX 52-8730
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

交通事故などの第三者(加害者)の行為でケガや病気になったときは、本来、加害者が医療費を負担することが原則です。しかし、届出により後期高齢者医療被保険者証を使い保険診療を受けることができます。この場合、広域連合が一時的に立て替え、後日加害者に請求しますので市保険課へ届出をしてください。また、医療機関を受診する際は、必ず第三者行為によるものであることを伝えてください。

第三者行為となる例

- ・自動車事故以外の
自転車同士の事故
- ・暴力行為によるケガ
- ・他人の飼い犬にかまれた
- ・他人から提供された
食事で食中毒にあった
など



届出に必要なもの

- ① 第三者行為による傷病届
- ② 事故発生状況報告書 ③ 念書
- ④ 事故証明書(自動車安全運転センター発行のもの)*交通事故の場合
- ⑤ 後期高齢者医療被保険者証 ⑥ 印鑑

示談は慎重に!

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと後期高齢者医療が使えなくなることがあります。示談をする前に市保険課または県後期高齢者医療広域連合へご相談ください。

国民年金保険料は納期限までに納めましょう

問 市 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX 52-8730
日本年金機構 彦根年金事務所 ☎0749-23-1114

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は月額16,260円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、口座振替やクレジットカードによる納付もできます。市保険課または各庁舎窓口、彦根年金事務所でも手続きをしてください。

未納状態が続くと、強制徴収の手続きにより督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は延滞金が課されるだけでなく**納付義務者**^{*}の財産を差し押さえることがあります。

*納付義務者…被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主



国民年金保険料免除・若年者納付猶予制度をご利用ください

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。市保険課または各庁舎窓口で手続きをしてください。

平成28年度の免除は平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として日本年金機構が審査します。

また、申請書を提出した日から2年1か月前までの期間は、遡って申請対象期間とすることができます。